

# 1

## きずなポイント事業に参加する手続きは？

《70歳代男性》

### 声

将来のために、きずなポイント事業に参加したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

### 答

市は、高齢の方がボランティア活動を通じて、自分の介護予防につなげるとともに、お互いに支え合いながら生きがいを持って暮らせる地域づくりの推進を目的として、「千歳市きずなポイント事業」を平成27年7月から実施しています。

この事業は、施設の入所者や

福祉課総務係  
☎(24)0292

利用者の話し相手、散歩の付き添い、保育の補助、施設行事の手伝いなどのボランティア活動に対してポイントが付与され、貯まったポイントを換金できるほか、地域貢献のために寄付することが出来ます。

対象は、要介護認定を受けていない65歳以上の市民の方です。社会福祉協議会が行う「ボランティア登録講習会」を受講し、ボランティアの登録をした方に「千歳市きずなポイント手帳」を交付しています。

実際のボランティア活動は、社会福祉協議会2階ボランティアセンターにおいて、受入施設と調整後にスタートします。詳しくは、千歳市社会福祉協議会（☎(27)2525）にお問い合わせください。

# 声のらん

「声のらん」は、主に「市長への手紙・ポスト」や「広報広聴モニター」の声と、その答えをご紹介します。このほかに、皆さんからの一般的な質問などもご紹介するので、疑問に思っていることなどを、お手紙などでお寄せください。ただし、他の市民の方にも参考になる内容を採用させていただくため、全てを掲載することはできません。また、質問の内容を確認する必要上、お手紙には必ず連絡先と名前をご記入ください。【〒066-8686 / 千歳市東雲町2丁目34 / 千歳市企画部広報広聴課宛】

# 2

## ゴミステーションの設置や管理について教えてください

《60歳代男性》



### 声

市内には、たくさんのゴミステーションが設けられていますが、設置や管理は、誰が行っているのでしょうか？

### 答

市は、「千歳市ゴミステーション設置等に関する要領」により、ゴミステーションの設置基準や維持管理について定めています。

ゴミステーションの設置・管理は、設置した町内会や集合住宅の所有者などが行うこととなります。

ゴミステーションを新たに設置しようとするときは、町内会や

廃棄物対策課廃棄物対策係  
☎(23)2110

集合住宅の所有者、管理者が地域の方々から同意を得て設置場所を決め、市に設置届を提出しています。

市では、届出のあった内容を審査し、必要に応じて現地調査などを行い、利用開始日の通知を行っています。

また、ゴミステーションの利用者には、維持管理の協力やごみの排出方法を守っていただいています。

市では、収集日を守らない、指定ゴミ袋を使用しない、分別されていないなどの不適切な排出やゴミステーションに排出できない大型ごみ、家電製品などの不法投棄に対して、適正に排出するよう周知・指導を行っています。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。